

柔道整復施術療養費に係る受領委任の取扱いの中止

厚生労働省九州厚生局と福岡県は、令和5年3月24日付で、下記柔道整復師の施術に係る柔道整復施術療養費（以下「療養費」という。）について、受領委任の取扱いを中止とすることとしました。

この措置は、九州厚生局及び福岡県が共同して監査を実施した結果、実際に行っていない施術を行ったものとして、施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していたことなどが判明したことによるものです。（不正請求額 約22万円）

記

1. 受領委任の取扱いの中止となる柔道整復師

氏 名 石井 勇（いしい ゆう）36歳
施術所名称 鍼灸整骨 salon ekubo
施術所所在地 福岡県北九州市小倉南区守恒5丁目8-1-401号
開設者 石井 勇

2. 受領委任の取扱いの中止年月日

令和5年3月24日

〔当該柔道整復師及び当該開設者が開設する施術所は、以後、原則として5年間は、療養費に係る新規の受領委任の取扱いが認められない。〕

3. 受領委任の取扱いを中止とする根拠規定

「柔道整復師の施術に係る療養費について」

別添2「受領委任の取扱規程」第2章15（受領委任の取扱いの中止）（1）及び（2）

〔平成22年5月24日付保発0524第2号 厚生労働省保険局長通知（最終改正：令和4年5月27日付保発0527第2号通知）〕

4. 療養費の不正請求

監査において確認した不正請求に係る柔道整復施術療養費支給申請書（以下、「支給申請書」という。）の件数及び金額

〔令和元年11月～令和2年10月〕

・不正請求 5名分 支給申請書 20件 合計224,956円

（注）上記件数及び金額は、監査で把握したもののみを計上しており、最終的な不正・不当請求の件数及び金額は、今後精査していくこととしているので、現時点では、確定していない。

5. 受領委任の取扱いを中止とした主な理由

不正請求

- ① 実際に行っていない施術を行ったものとして、施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。
- ② 実際に行っていない施術を付け増して、施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。

6. 監査を行うに至った経緯等

- (1) 令和2年11月16日に保険者から、当該施術所から請求された支給申請書について、実際に患者が通院した日数よりも療養費が多く請求されていることが疑われる旨の情報提供があった。
- (2) 令和2年12月14日に上記(1)と別の保険者から、当該施術所から請求された支給申請書について、実際に患者が一度も通院していないにもかかわらず請求されている旨の情報提供があった。
- (3) 令和3年2月1日に保険者へ患者調査の依頼を行ったところ、その回答から、支給申請書の請求日数が実際に行った施術日数より多い等不正を疑う事例が認められた。
- (4) 令和3年10月22日に個別指導を実施したところ、上記(3)の請求の疑義について、明確な回答が得られなかったため、個別指導を中断した。
- (5) 令和3年12月7日及び同月15日に当課及び福岡県保健医療介護部医療保険課による患者調査を行ったところ、同様の事例が認められたため個別指導を中止し、令和4年3月から監査を実施した。